

箕面市告示第47号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示し、平成19年箕面市告示第72号は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月28日

箕面市長 原 田 亮

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 中間検査を行う建築物の構造

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造を併用する構造（以下「併用構造」という。）とする。

(2) 中間検査を行う建築物の用途及び規模

中間検査を行う建築物の用途及び規模は次の表に掲げるものとする。

項	用途	規模
1	住宅（長屋を含む。）、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分を含む建築物	確認の申請又は計画の通知の部分の床面積の合計が、50平方メートルを超えるもの
2	1項に掲げる建築物以外の建築物	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 確認の申請又は計画の通知の部分の階数が、地階を除き3以上となるもの (2) 確認の申請又は計画の通知の部分の床面積の合計が、300平方メートルを超えるもの

2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の各号の工事の区分に応じて、中間検査を行う建築物（2以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと）の特定工程及び特定工程後の工程を指定する。

ただし、建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区（当該工区が釜場、エレベーターの昇降路の部分など他の工区の規模に比べて

著しく小さい場合を除く。)の工事を特定工程とする。

(1) 基礎工事

次の表のとおりとする。ただし、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物(木造の建築物で高さ16メートル以下、階数が2以下かつ延べ面積が300平方メートル以下は除く。)に限る。

項	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	すべての構造	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事

(2) 建方工事

次の表のとおりとする。(ただし、法第7条の3第1項第1号の規定による特定工程の適用を受ける建築物を除く。)

項	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	屋根の工事(構造耐力上主要な部分の継手又は仕口の緊結及び筋かい又は耐力壁の取付工事を含む。)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事	壁の外装工事又は内装工事
	平家建ての場合	構造耐力上主要な部分である柱及びはりの建方工事	
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものは、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものは、2階の柱又は壁の取付け工事)
	平家建ての場合	屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものは、屋根版の取付け工事)	屋根版及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものは、壁の外装工事又は内装工事)
4	その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
5	併用構造	1の項から4の項までの	左記の構造の区分に対

		構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、最も遅く施工する工事）	応する特定工程後の工程の工事
--	--	--	----------------

※ ただし、特定工程に指定する階の工事に着手できないやむを得ない理由がある場合においては、予め検査の申請を行おうとする建築主事等又は指定確認検査機関と協議の上、指定する階以外の適当な階の工事を特定工程とみなして検査するものとし、その旨を申請図書、中間検査報告書及び建築計画概要書に明記することとする。

3 適用

この告示は、令和7年4月1日以後に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に申請等がされた建築物については、なお従前の例によるものとする。

4 適用除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しないものとする。

- (1) 法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。）の製造者により製造又は新築される建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (3) 増築等の工事において既存の建築物の部分を利用するため、2で規定する特定工程の工事を施工しない部分